

年金あれこれ

国民年金保険料の納付は、口座振替が便利でお得です！！

保険料は、銀行などの金融機関や郵便局の預金口座から自動的に引き落としして納めることができます。口座振替には「前納」「早割」による割引があります。

【前納について】

- 一定期間をまとめて振替納付していただくことにより割引される制度です。
- 期間は一年分（4月～翌年3月分）と6ヶ月分（4月～9月分、10月～翌年3月分）が選べます。

【早割について】

- 当月保険料を当月末に引落すことにより毎月「50円」割引となります。
- 前納と違い、まとまった保険料を納付してもらう必要がありません。

口座振替で1年分または6ヶ月分の保険料を前納すると、納付書（現金）で前納するよりも割引額が高く、大変お得です。

振替方法	当月振替による早割	納付書による6ヶ月前納	口座振替6ヶ月前納	納付書による1年前納	口座振替1年前納
割引額	毎月 50円 年間 600円	730円	1,020円	3,190円	3,770円

(平成24年度割引額)

【振替日について】

- 毎月納付（翌月末振替）・・・翌月末日
- 毎月納付（当月末振替による早割）・・・当月末日
- 6ヶ月前納（4月～9月分）・・・4月末日
- 6ヶ月前納（10月～翌年3月分）・・・10月末日
- 1年前納（4月～翌年3月分）・・・4月末日

【お申し込みについて】

- 年金手帳または納付書
 - 預（貯）金通帳と届出印
- をお持ちのうえ、年金事務所または金融機関や郵便局でお申し込み下さい。

※平成25年度国民年金保険料の口座振替による1年及び6ヶ月前納（4月～9月分）を希望のかたは、平成25年2月下旬までにお申し込みが必要です。

保険料の納付は、安心・便利な口座振替で…

これからの家庭教育

～年中行事を大切に～

日本には昔から節目の行事がたくさんあります。お正月や、ひな祭り・端午の節句・七夕・暮れの大掃除など、家庭内の行事では家族とのふれあいが深まるだけでなく、高齢者など世代の異なるさまざまな人々との関わりやつながりができるなど、地域へも目が向くきっかけとなり子どもの成長にも大きくつながります。

さらに、日本の文化・伝統に親しむとても良い機会でもありますし、初詣や節分で無病息災を祈ったりすることは豊かな情操を育むことにもつながります。

例)

- お正月行事～初詣・しめ飾り・鏡もち・お雑煮・おせち料理・お年玉・書き初め など
- 年中行事～節分・ひな祭り・お彼岸・端午の節句・七夕・お盆・除夜の鐘・年越しそば など
- お祝い事～七五三・成人式・還暦・長寿 など

家庭内でも年中行事の大切さをお子さんに伝え、
文化・伝統を継承し家庭での絆を深めていきましょう。

